

令和6年10月25日

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課長 山田章平 様

公益社団法人日本柔道整復師会
会長 長尾淳彦
全国柔道整復師統合協議会
共同代表 岸野雅方 田中威勢夫

施術所におけるマイナ保険証利用促進のための支援を求める要望

令和6年12月2日の保険証廃止までの間に、より多くの国民にマイナ保険証の利用体験を持っていただくため、医療機関や薬局等では「マイナ保険証利用促進集中取り組み月間」が設けられ、マイナ保険証利用人数の増加量に応じて一時金が支給されるなど、必要な支援が行われております。

しかしながら、「マイナ保険証」の利用率は、令和6年7月時点で11.13%にとどまっており、令和6年12月2日の保険証廃止に向けて、利用促進を図るための新たな対応が求められております。

国民医療の一翼を担うあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師の施術所（以下、「柔道整復師等の施術所」とする）におきましては、令和6年4月1日より「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の運用が開始されております。

全国に約51,000ヶ所ある柔道整復師の施術所につきましては、令和3年度の柔道整復療養費の支給件数は約3,933万件（全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、市町村国保・国保組合※）であり、予約、院内ポスター掲示、リーフレットの配布、窓口での声掛けなどを行うことにより、マイナ保険証利用促進に大きく寄与することができます。

柔道整復師等の施術所におきましても、①各々のHP等への掲載、②ポスター掲示と患者へのリーフレット等の配布、③窓口や待合室、施術時に患者への声掛けの徹底、④全国統一日を決めたSNS等での一斉掲載などを行うことにより、国民へのマイナ保険証の利用促進に寄与してまいりたいと考えております。

つきましては、私どもによるマイナ保険証の利用促進を図るための活動について、ご支援を賜りますようお願いいたします。

※出典：「国民健康保険事業年報」、「後期高齢者医療事業状況報告」、「健康保険・船員保険事業年報」